

平成18年度行政処分一覧表

	業者名	処分通知日	許可の内容	処分内容	条文	処分の理由
1	(有)リサイクルタツミ	H18. 4. 27	産廃収集運搬	許可取消	14条の3の2第1項第1号	役員が欠格要件（法第14条第5項第2号二）に該当した。
2	太田油脂産業(株)	H18. 4. 27	産廃収集運搬	許可取消	14条の3の2第1項第1号	岩手県知事から許可の取消処分を受け、法第14条第5項第2号イ（許可取消から5年を経過しない者）に該当した。
3	(株)京浜運輸	H18. 5. 17	産廃収集運搬 特管収集運搬	許可取消	14条の3の2第1項第1号	川越市長から許可の取消処分を受け、法第14条第5項第2号イ（許可取消から5年を経過しない者）に該当した。
4	栃木物産(株)	H18. 6. 19	産廃収集運搬	許可取消	14条の3の2第1項第1号	栃木県から許可の取消処分を受け、法第14条第5項第2号イ（許可取消から5年を経過しない者）に該当した。
5	丸武工業(株)	H18. 6. 19	特管収集運搬	許可取消	14条の3の2第1項第1号	山口県から許可の取消処分を受け、法第14条第5項第2号イ（許可取消から5年を経過しない者）に該当した。
6	(有)根本建材	H18. 8. 31	産廃収集運搬	許可取消	14条の3の2第1項第1号	いわき市長から許可の取消処分を受け、法第14条第5項第2号イ（許可取消から5年を経過しない者）に該当した。
7	(有)協林タイヤ商会	H18. 9. 11	産廃収集運搬	許可取消	14条の3の2第1項第1号	宮城県から許可の取消処分を受け、法第14条第5項第2号イ（許可取消から5年を経過しない者）に該当した。
8	(株)中上一商店	H18. 10. 6	産廃処分業 産廃収集運搬 特管収集運搬	事業停止	14条の3	産業廃棄物の中間処理業務に関し法第18条に基づく報告を求めたところ、法第18条報告違反（虚偽報告）、法第12条の3第1項違反（2次マニフェストに1次マニフェストを交付した者の氏名及びマニフェスト番号を記載しなかった。）及び法第12条の3第4項違反（1次マニフェスト（E票）に、中間処理後の産業廃棄物が最終処分された年月日及び場所を記載しなかった。）が認められたため、法第14条の3第1号に該当した。
9	(株)伊久美商店	H18. 10. 6	産廃収集運搬	事業停止	14条の3	産業廃棄物の収集運搬業務に関し法第18条に基づく報告を求めたところ、法第18条報告違反（虚偽報告）が認められたため、法第14条の3第1号に該当した。
10	(株)山本建設	H18. 12. 18	産廃収集運搬	許可取消	14条の3の2第1項第1号	不法投棄により罰金刑を受け、欠格要件（法第14条第5項第2号イ（第7条第5項第4号ハ））に該当した。
11	(株)東関東ダブル・ジー・ヤマギシ	H18. 12. 26	産廃処理施設	改善命令	15条の2の6	産業廃棄物焼却施設における維持管理が法第15条の2の2に規定する技術上の基準に適合していない。
12	(有)美和コーポレーション	H19. 2. 20	産廃収集運搬	許可取消	14条の3の2第1項第1号	いわき市長から許可の取消処分を受け、法第14条第5項第2号イ（許可取消から5年を経過しない者）に該当した。
13	(株)リバーエース・クリーン	H19. 2. 23	産廃収集運搬 特管収集運搬	許可取消	14条の3の2第1項第1号	さいたま市長から許可の取消処分を受け、法第14条第5項第2号イ（許可取消から5年を経過しない者）に該当した。
14	(有)佐藤建機興業	H19. 3. 5	産廃収集運搬	許可取消	14条の3の2第1項第1号	同社の前役員が、役員在任中に法第14条第5項第2号ロ（法人の役員が暴力団員又は暴力団員等）に該当した。
15	(株)高平産業	H19. 3. 26	産廃収集運搬 特管収集運搬	許可取消	14条の3の2第1項第2号	平成14年8月以降、無許可で廃プラスチック、金属くず及びガラスくずの積替え保管を行い、また、平成17年7月に宮城県知事の許可を受けずに福島県内から宮城県に運搬した。